

磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案募集要領

1 目的

本市の産業振興とふるさと寄附金の推進を図るために、本市への寄附者に対して贈呈する返礼品の提案募集を行う。

2 提案を募集する返礼品

(1)要件

- ①本市出身者には、ふるさと磐田を懐かしんでいただけるような、また、本市出身者以外の方に対しては、本市のPRに繋がるような商品であること。また、品物ではなく、市内での体験を促す商品も可とする。
- ②市内で、生産、製造、加工、販売のいずれかが行われている商品とする。ただし、本市に関係する商品で市長が認めた場合はこの限りではない。
- ③商品は、受注後速やかに郵送、宅配便等で発送できるものとする。なお、飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものとする。
- ④商品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。

(2)提案金額

商品代、送料、消費税、梱包料、詰合せに係る手数料等必要経費をすべて含んで提案するものとする。

3 提案事業者の要件

以下の要件をすべて満たす事業者であること。ただし、本市に関係する商品を取扱う事業者で、市長が認めた場合はこの限りではない。

- ①本社または、当業務を扱うこととなる事業所のいずれかを市内に有すること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

4 申込み方法・申込み先・申込期間

別紙「磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案申込書」に必要事項を記入し、本市（秘書政策課本庁舎4階）まで直接、郵便、メールのいずれかの方法で提出する。申込みの受付は、随時行うものとする。

5 選考

上記に照らし合わせた上で、本市への寄附金に対する「返礼品」として適当と認められるか総合的に判断し、選考する。返礼品として適当と認めた場合には、その旨を事業者へ通知し、市及び提案事業者は「磐田市ふるさと寄附金『返礼品』に関する覚書」を締結するものとする。

6 「返礼品」としての掲載期間

「返礼品」としての掲載期間は毎年度末までとする。

7 発送、納品について

- ①商品については、翌年度の5月まで継続して納品しなければならない。ただし、生産量、収穫時期の制限により、通年納品できない場合には、提案時に提供期間、提供量を明示すること。
- ②商品の発送は原則事業者が行うこととし、発送日の調整など寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も原則事業者が行うこと。
- ③金券及びチケットの送付先は、本市（秘書政策課）とする。

8 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに秘書政策課まで届け出なければならない。

- ①商品の発送に遅延が生じたとき
- ②商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき
- ③商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- ④その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき

9 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ①提案内容に虚偽があったとき
- ②返礼品及び提案事業者が磐田市ふるさと寄附金「返礼品」提案募集要領に定める要件を満たさなくなったとき
- ③その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

10 企業名の掲載等について

- ①市のホームページ及びパンフレットなどに商品の画像、商品名、商品PRコメントを掲載する。
- ②商品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することができる。

11 留意事項

- ①個人情報の取扱いについては、磐田市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
- ②返礼品として決定した商品の掲載順は、市が決定する。

12 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

問合せ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市役所企画部秘書政策課

電話：0538-37-4781 F A X：0538-36-8954

Mail: kikaku@city.iwata.lg.jp

(附 則)

平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

(附 則)

平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(附 則)

平成 28 年 2 月 1 日から施行する。